



**JRI news release**

ビジネス環境レポート No.2008 12

(シリーズ 経済・雇用危機 )

# 日本版Working Tax Creditの設計 - 試算と導入に向けた課題 -

2009年3月27日

日本総合研究所 調査部  
ビジネス戦略研究センター  
<http://www.jri.co.jp/>

**本資料は内閣府記者クラブ、財務省記者クラブにて配布しております。**

(会社概要)

株式会社 日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループIT会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

名 称：株式会社 日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp/>)

創 立：1969年2月20日

資本金：100億円

従業員：2,000名

社 長：木本 泰行

理事長：薄井 信明

東京本社：〒102-0082 東京都千代田区一番町16番

TEL 03-3288-4700 (代)

大阪本社：〒550-0013 大阪市西区新町1丁目6番3号

TEL 06-6534-5111 (代)

本レポートに関する照会等は、調査部・西沢和彦あて(調査部代表:03-3288-5436)お願いいたします。

# 要旨

1. 税制の抜本改革が提唱されるなか、ワーキングプアに象徴される低所得層拡大への政策的対応という側面から、還付つき税額控除 (Refundable Tax Credit) への注目が高まっている。それは、税制を通じて、その伝統的な役割である徴税のみならず、社会保障給付と同様の機能を果たす現金給付も行うことを大きな特徴としており、近年、欧米で導入が進んでいる。
2. 還付つき税額控除は、理論的にみて、可処分所得の引き上げを目的とする他の政策手段に比べ、税務当局の持つ情報が活用できること、スティグマ(恥辱)をあまり感じさせずに済むこと、失業・貧困の罨を回避できること、といった複数の利点を見出すことができる。もっとも、わが国では、還付つき税額控除に注目が集まりこそすれ、議論は入り口段階にとどまっている感が拭えない。そこで、本レポートでは、今後の議論の深化に寄与すべく、還付つき税額控除、具体的には「還付つき (Refundable) 勤労税額控除 (Working Tax Credit)」のおおまかな設計を、マクロとミクロの試算を交えて行い、それを通じて、導入に際しての諸課題を抽出することとした。
3. 本レポートで行った還付つき勤労税額控除のおおまかな設計と結果は次の通りである。対象者を「民間給与実態調査」における給与収入200万円以下の1,023万人とした。金額は、1人平均10万円、30万円(年間)の2つのケースを想定した。従って、マクロで総額1.0兆円、3.1兆円規模規模となる。この財源捻出の有力な候補としては、所得控除のなかでも最大規模を占める給与所得控除の見直しが考えられる。もっとも、1.0兆円、3.1兆円規模の財源確保であれば、本レポートの試算によれば、給与所得控除の定額化や廃止といった抜本改革ではなくとも、給与所得控除を算定する際の控除率の見直しおよび頭打ちの設定で可能である。
4. ミクロ的な観点から家計が受ける経済的効果を1人10万円の還付つき税額控除の場合で確認すると、給与収入100万円世帯(単身)は、現行税制における納付税額ゼロ・還付ゼロから、改革後、納付税額ゼロ・還付10万円となる。給与収入200万円世帯は、現行納付税額10.1万円・還付ゼロから、改革後納付税額0.1万円・還付ゼロとなる。還付、納付税額の減少により、何れも10万円の可処分所得の底上げとなる。他方、例えば収入1,000万円世帯は、改革後、給与所得控除が圧縮されるにもかかわらず税額控除の効果が及ばないことから、8.2万円の増税となる。
5. 本レポートを通じ、財政的には還付つき勤労税額控除の導入が可能であるということと同時に、導入に際し克服すべき課題が多いことが改めて確認される。主なものは次の5つである。

(1) 基本的政策目標の設定。誰を対象にどこまで支援するのが事前に決められ、その上で、政策手段の選択・組み合わせの議論へと移るのが本来的な道筋である。しかし、現在はこの政策目標設定の議論がほとんど行われていない。例えば、相対的貧困率15.3%(OECD推計)を5年以内にOECD平均値まで低下させるといったように、具体性があることがのぞまれる。

(2) その上で、政策手段の選択・組み合わせの検討。政策目標実現に向けて、還付つき税額控除は一つの手段に過ぎず、最低賃金引き上げ、および、社会保障給付などとの選択・組み合わせがトータルに議論される必要がある。実際、米国などでも、最低賃金と還付つき税額控除の組み合わせによる低所得層の可処分所得底上げが戦略として明確に示されている。

(次頁へ)

## (つづき)

(3)国・地方横断的な執行体制整備。還付つき税額控除は、所得を正確に一元的に把握することが大前提となる。そこで、先ず個人所得税を徴収している国税庁と個人住民税を徴収している市町村との連携強化、さらに進んで徴収一元化、および、納税者番号制導入を検討する必要がある。

(4)個人所得課税はもちろん、他の税目との一体的な見直し。昨今、高齢化のコストを賄うために、消費税率の引き上げの必要性が議論されているものの、その逆進性対策として、個人所得課税における所得控除やブラケット見直し、税率変更といった手段のほか、還付つき税額控除は有効な対策となりうる。

(5)税制と社会保障制度の一体改革。これは、主に3つの観点から求められている。税制・社会保障制度全体で、可処分所得にどう影響するのかの一体的な把握の必要性である。可処分所得は言うまでもなく、個人所得課税および社会保険料を支払った後の所得である。従って、仮に還付つき税額控除を導入したとしても、それとは関係なしに社会保険料を引き上げたとすれば、せっかくの税制改革の経済的効果は減殺されてしまう。還付つき税額控除と社会保障給付との水準の整合性である。例えば、フルに就業している人の可処分所得が生活保護給付より低いような状況があるとすれば、それは解消されなければならないであろう。税制と社会保障で類似の目的を持つ場合の整合性確保、さらに進んで整理統合である。例えば、還付つきのChild Tax Credit(児童税額控除)を導入するのであれば、児童のいる家庭向け現金給付である「児童手当」および「児童扶養手当」との間でそれが必要となる。

このように、還付つき税額控除導入にあたって克服すべき課題は、国と地方、税制と社会保障、および、制度と執行といったように複数の次元で横断的なものとなる。これらは、わが国が検討を避けて通れない課題ではあるものの、検討には時間がかかることも容易に想像される。昨今の厳しい経済・雇用情勢に対する即効薬としての政策とは別に、地道に取り組んでいくべき課題であるといえよう。

# 1. 注目高まる還付つき税額控除 (Refundable Tax Credit)

- 税制の抜本改革が提唱されるなか、ワーキングプアに象徴される低所得層拡大への政策的対応も強く求められており、欧米で普及している還付つき税額控除 (Refundable Tax Credit) への注目がわが国でも高まっている。もっとも、議論は入り口段階でとどまっている感が拭えない。
- 還付つき税額控除は、税制を通じて、税制の伝統的な役割である徴税のみならず社会保障のように現金給付まで行うことを大きな特徴としている。

- 税額控除導入に関する近年の言及 -

政府税制調査会 (注1)

「政策的に子育てを支援するという見地からは、税制において、財政支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられる。この問題については、今後、少子化対策全体の議論の中で、他の政策手段との関係、諸外国の事例も踏まえ、引き続き検討を深めていく必要がある」

「個人所得課税に関する論点整理」(2005年6月)(注1) 還付つきは想定していない。

民主党

「相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、必要な人に確実に支援ができる還付つき税額控除 (注2) を導入します」

民主党政策インデックス2008 (2008年10月10日) (注2) 原文では、給付つき税額控除という用語が用いられているが、本レポートでは還付つき税額控除で統一した。

自民党

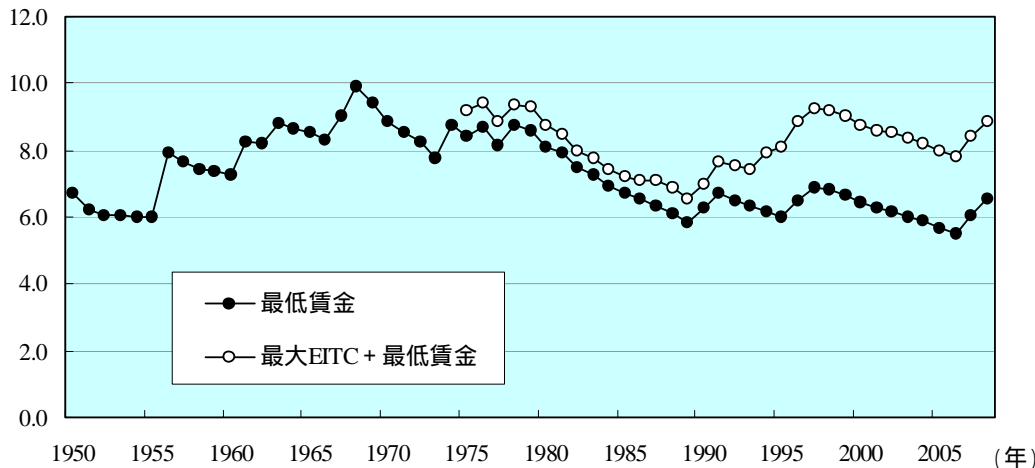
「還付つき税額控除の検討も含めて控除を見直す」

与党税制改正大綱 (2008年12月12日)

## 2. そのメリット(1) - 最低賃金との比較

- そもそも、低所得層の可処分所得底上げという目的を実現するためには、他の政策手段もある。そうしたなか、なぜ、還付つき税額控除が注目されるのか。
- 先ず、最低賃金との比較においては、仮に法律上その引き上げを定めたとしても、それが、実際に労働者の所得底上げに結び付くか否か不確実である。場合によっては、雇用そのものが減らされてしまうかもしれない。それに対し、実際に現金を給付する還付つき税額控除や社会保障給付であればそうした懸念も少ない。
- 例えば、米国経済白書(2001年)をみると、最低賃金と還付つき税額控除の組み合わせで、所得底上げを図る戦略が明確に示されている(図表1)。

(図表1) 米国、最低賃金と還付つき勤労税額控除(EITC)の組み合わせ  
(ドル、08年価格)



(資料) 日本総研作成。'Economic Report of the President 2001' の図表5-5を参考に直近までデータを延ばした。  
(注) EITC(Earned Income Tax Credit)は、1975年に導入された米国の還付つき勤労税額控除。最大EITC(maximum EITC)は、2人以上の適格な子どもがいる場合の最高額(08年は年4,824ドル)。年間2,080時間労働として、時間当たりに換算した。数値は、消費者物価指数を用いて08年価格とした。

## 2.そのメリット(2) - 社会保障給付との比較

- 次に、社会保障給付との比較において、還付つき税額控除には専ら以下の利点が指摘される(注)。

(注)HM Treasury (英国財務省) ‘The Child and Working Tax Credits : The Modernization of Britain’s Tax and Benefit System Number Ten’ (April 2002)における整理を参照した。

- (1) 税制であれば、税務当局は、所得税徴収のために、家計ごとの扶養家族の有無、人数、年齢、および、給与所得、金融資産所得、事業所得などの総所得を把握している。これらの情報を使えば、スムーズに、家計ごとのテーラーメイドの所得支援を実施できる。
- (2) 税制であれば、国民に、スティグマ(恥辱)をあまり感じさせずに、所得テストを行うことができる。真に支援を必要としている人には、福祉の行政窓口への申請時や受給時に恥ずかしい思いを抱かせることなく、支援が届くことが好ましいし、スティグマがあるが故に、受給を控えている人がいるとすれば本末転倒であるとの考え方が根底にある。
- (3) 失業の罨・貧困の罨の回避である。社会保障給付は、通常、就労して所得が一定水準を超えると減額されるか打ち切られる。これでは、就労して社会保障給付を受けている状況から抜け出し、さらに所得を増やそうとするインセンティブが阻害されかねない。「罨」と比喻される所以である。まして、社会保障給付の水準が就労した場合に比べて高ければなおさらである。それに対し、一定の就労を要件とし、所得を上乗せする還付つき税額控除であれば、こうした問題を回避しやすい。働くことが経済的に報われるという状況を制度に仕組む。
- (4) 税制を通じて給付を行えば、行政簡素化の道が拓ける。税務署を通じて国民から集めたお金を、別の行政組織を使って再び国民に給付するのは行政費用の無駄であろう。

# (参考1) 所得控除による家計の税軽減効果

- 「所得控除」と「税額控除」は、それぞれ家計にどのような経済的効果をもたらすのか。
- まず、所得控除によって、どのような経済的効果があるのか。基礎控除(38万円)を例に、基礎控除がない場合とある場合の所得税納付税額の差(納付税額軽減効果)を、200万円、500万円、1,500万円の3つの収入階層別に計算した(図表2)。
- その結果、各世帯の納付税額軽減効果は、200万円世帯、500万円世帯、1,500万円世帯それぞれ1.3万円、3.2万円、12.5万円となっている。高所得世帯ほど、経済的効果が大きいことが確認される。

(図表2) 収入階層別、基礎控除による納付税額軽減効果

	給与収入	給与所得控除 (控除項目)	給与所得	所得控除(控除項目)				課税所得	納付税額(注2)
				基礎	社会保険料	配偶者	扶養		
基礎控除がない場合	2,000	780	1,220	0	200	380	380	260	13
	5,000	1,540	3,460	0	500	380	380	2,200	123
	15,000	2,450	12,550	0	1,140	380	380	10,650	1,979
基礎控除がある場合	2,000	780	1,220	380	200	380	380	0	0
	5,000	1,540	3,460	380	500	380	380	1,820	91
	15,000	2,450	12,550	380	1,140	380	380	10,270	1,853
納付税額軽減効果	2,000								13
	5,000								32
	15,000								125

(資料) 日本総研作成

(注1) 何れも給与所得者世帯。夫婦子1人(16歳未満)。妻は専業主婦。

(注2) この場合、算出税額 = 納付税額。税額控除がないため。



## (参考2) 税額控除、還付なしと還付つき

- 次に、税額控除はどうであろうか(図表3)。基礎控除が、5.7万円の税額控除であると仮定すると、1,500万円世帯は、算出税額197.9万円から5.7万円を差し引き、192.2万円の納付税額。500万円世帯は、12.3万円から5.7万円を差し引き、6.6万円の納付税額。それぞれ5.7万円の納付税額軽減効果である。所得控除の場合に比べ、500万円世帯のメリットが拡大する。他方、200万円世帯は、算出税額1.3万円を相殺して、納付税額ゼロ。所得控除の場合と全く変わらない。
- そこで、この税額控除を還付つきとしたならば、200万円世帯も、算出税額1.3万円を相殺してなお残る4.4万円の税額控除は、現金として給付される。還付つきとすることで、200万円家計にも、前頁の所得控除の場合に比べ、メリットが発生する。

(図表3) 収入階層別、基礎控除を税額控除とした場合の納付税額・還付額

(千円)

	給与収入	給与所得控除(控除項目)	給与所得	所得控除(控除項目)				課税所得	算出税額	税額控除(控除項目)	納付税額	還付額
				基礎	社会保険料	配偶者	扶養					
基礎控除がない場合 (再掲)	2,000	780	1,220	0	200	380	380	260	13	-	13	-
	5,000	1,540	3,460	0	500	380	380	2,200	123	-	123	-
	15,000	2,450	12,550	0	1,140	380	380	10,650	1,979	-	1,979	-
税額控除(還付なし) がある場合	2,000	780	1,220	0	200	380	380	260	13	57	0	-
	5,000	1,540	3,460	0	500	380	380	2,200	123	57	66	-
	15,000	2,450	12,550	0	1,140	380	380	10,650	1,979	57	1,922	-
税額控除(還付つき) がある場合	2,000	780	1,220	0	200	380	380	260	13	57	0	44
	5,000	1,540	3,460	0	500	380	380	2,200	123	57	66	0
	15,000	2,450	12,550	0	1,140	380	380	10,650	1,979	57	1,922	0

(資料) 日本総研作成

(注1) 何れも給与所得者世帯。夫婦1人(16歳未満)。妻は専業主婦。前頁図表の想定と同じ。

(注2) 税額控除5.7万円は、所得控除38万円の場合と税収中立、すなわち(1.3万円+3.2万円+12.5万円)÷3で設定した。

### 3.英国の例(1) - 多様な税額控除の要素

- 英国のWorking Tax Credit (WTC) およびChild Tax Credit (CTC) を例にとる。
- CTC、就労要件なし(図表4)。例えば、小学生の子ども1人がいる世帯の単純なCTCの積み上げ額は、 $545+2,085 = 2,630$ ポンド。
- WTC、就労要件あり。例えば、前出夫婦子1人世帯がWTCの就労要件を満たしていると、CTC2,630ポンドに加え、WTC3,570ポンド(=  $1,800 + 1,770$ )が上乘せされ、単純な税額控除の積み上げ額は6,200ポンド。

(図表4) 英国、Child Tax CreditとWorking Tax Creditの各要素

<b>Child Tax Credit</b>	(ポンド/年)	{概要}
Family element	545	就労要件なし。社会保障給付であるChild Benefitに加えて支給される。Family elementは、1世帯当たり。Child elementは子ども1人当たり。子どもの要件は、16歳以下(学生の場合20歳未満)。子どもが1歳未満の場合、baby additionが加算される。
Family element, baby addition	545	
Child element	2,085	
<b>Working Tax Credit</b>	(ポンド/年)	{概要}
Basic element	1,800	就労要件あり。Basic elementは、WTCの適格者全てに適用。Couple and lone parent elementは夫婦と1人親に適用され、Basic elementに加算される。30 hour elementは、就労時間が週30時間以上の場合に加算される。さらに、50歳以上で就労復帰中の場合、就労時間が30時間未満でも加算が行われ、30時間以上であればボーナス加算が行われる。
Couple and lone parent element	1,770	
30 hour element	735	
50+ return to work payment (16-29 hours)	1,235	
50+ return to work payment (30+ hours)	1,840	
Childcare element of the Working Tax Credit	(ポンド/週)	{概要}
Maximum eligible cost for one child	135	政府登録・認定の外部のChildcareサービスを利用した場合、要した費用の80%を税額控除できる。但し、左記の限度額あり。
Maximum eligible cost for two children	200	

(資料) HM Revenue & Customs 'Child Tax Credit and Working Tax Credit A Guide' (June 2008)より日本総研作成

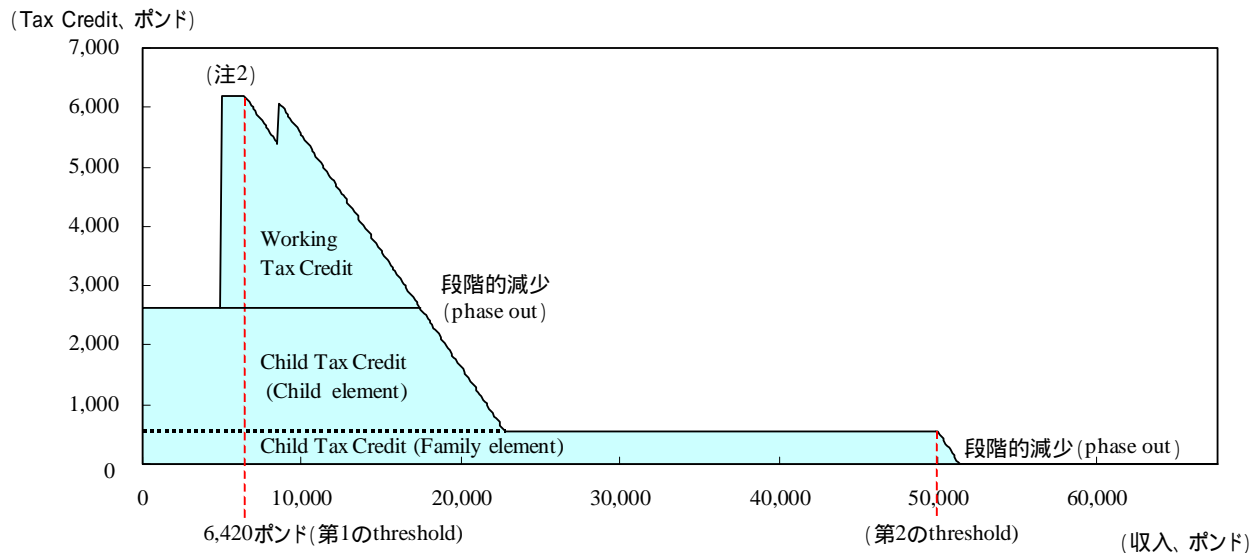
(注1) Tax Creditの要素には、他にもDisabled child elementなどがある。本図表では省略。

(注2) WTCの就労要件は、子どもを養育している場合、週16時間以上。そうでない場合、原則25歳以上かつ週30時間以上。

### 3.英国の例(2) - フェーズ・アウトの仕組み

- 但し、こうして積み上げられた税額控除は、全ての収入層に全額認められる訳ではない。収入が一定額(threshold: 閾値)を超えると、段階的減少(フェーズ・アウト)により、収入1ポンドにつき税額控除が0.39ポンド減少する仕組みとなっている(図表5)。
- thresholdは2段階あり、第1は、6,420ポンドである。これは、CTCのFamily elementを除いた税額控除に適用される。第2は、CTCのFamily elementに適用される50,000ポンドである。

(図表5) 英国、税額控除(Tax Credit)の積み上げと段階的減少



(資料) 日本総研作成

(注1) 夫婦子1人のケース。政府登録・認定の保育サービスを利用していないなど単純なケース。2007-2008課税年度の数値。

(注2) 収入5,000ポンドをWTCの適用要件である週16時間就労と仮定している。

### 3.英国の例(3) - 家計に与える経済的效果

- では、このような還付つき税額控除は、家計にどのような経済的效果(注)をもたらすのであろうか(次頁図表6)。
- 収入10,000ポンドの家計。Tax allowance(基礎控除)5,225ポンドを差し引いた課税所得は4,775ポンド。ここに累進税率による税率をかけると、算出税額は783ポンド。税額控除の単純な積み上げ額は、WTCが4,305ポンド、CTCが2,630ポンド、合計6,935ポンドとなる。ここで、段階的減少の仕組みにより、収入10,000ポンドと第1のthresholdである6,420ポンドとの差額の39%、1,396ポンドが単純に積み上げられた税額控除から差し引かれるため、最終的な税額控除は5,539ポンドとなる。算出税額783ポンドがこの税額控除で相殺され、さらに、WTC、CTCとも還付つきなので、残る税額控除4,756ポンドが還付されることとなる。これは、収入に対し5割近い還付である。加えて、わが国の児童手当に相当するchild benefit(20ポンド/週)が給付されることを勘案すると、税額控除とchild benefit(52週分で1,040ポンド)合計で5,596ポンドとなる。
- 次に、収入が10,000ポンドより低い層をみると、収入2,500ポンドの家計は就労時間の面からWTCの適用要件を満たさずCTCのみ適用となるため、税額控除は2,630ポンドであり、もとより相殺すべき算出税額がないため、この額が全て還付される。
- 収入5,000ポンドの家計は、WTCの就労要件を満たすため、単純な税額控除の積み上げ額も合計額6,200ポンドになり、かつ、第1のthresholdを下回っていることから、この額全て最終的な税額控除となる。この家計も、もとより算出税額がないことから、最終的な税額控除6,200ポンドが全てが還付される。何れの家計も収入をも上回る還付額である。

(注) オペレーション上、税額控除が、算出税額と相殺されず全額別途給付される、あるいは、相殺後に給付されるという差異は勘案せず、経済的な効果としてここでは考えた。

(次頁へ)

# (つづき)

- 一方、収入が10,000ポンドより高い層をみると、収入20,000ポンドの家計では、算出税額2,983ポンドに対し、最終的な税額控除は1,639ポンドにとどまるため、算出税額を税額控除で相殺しなお残る1,344ポンドを納税することとなる。
- 収入30,000ポンドの家計になると、WTCおよびCTCのchild elementは段階的減少により、もはやなくなっている。CTCのfamily element545ポンドがつくのみである。
- 収入60,000ポンドの家計は、CTCのfamily elementも既に段階的減少によりなくなっており、税額控除は全く適用されない。このように、税額控除は、相対的に低所得層に重点的に充てられている。

(図表6) 英国 Tax Creditと実質の納付税額

(ポンド)

収入	基礎控除 (Tax allowance)	課税所得 (Taxable Income)	算出税額	単純なTax Creditの積み上げ								収入のThreshold超過分の39% (単純な積み上げ額から削減)			最終的なTax Credit	納付税額	還付額
				Working Tax Credit			Child Tax Credit		WTC +CTC	削減の対象							
				Basic element	Couple element	30hour element	Family element	Child element		WTC, CTC Child element	CTC Family element						
				0	5,225	0	0	0	0	0	0	2,630	545	2,085			
2,500	5,225	0	0	0	0	0	0	2,630	545	2,085	2,630	0	0	0	2,630	0	2,630
5,000	5,225	0	0	3,570	1,800	1,770	0	2,630	545	2,085	6,200	0	0	0	6,200	0	6,200
10,000	5,225	4,775	783	4,305	1,800	1,770	735	2,630	545	2,085	6,935	1,396	1,396	0	5,539	0	4,756
20,000	5,225	14,775	2,983	4,305	1,800	1,770	735	2,630	545	2,085	6,935	5,296	5,296	0	1,639	1,344	0
30,000	5,225	24,775	5,183	4,305	1,800	1,770	735	2,630	545	2,085	6,935	6,390	6,390	0	545	4,638	0
60,000	5,225	54,775	15,414	4,305	1,800	1,770	735	2,630	545	2,085	6,935	6,935	6,390	545	0	15,414	0

(資料) 日本総研作成

(注) 夫婦子1人のケース。2007-2008課税年度の数値。

## 4.改革案 - 骨格

- **基本目標**: 給与収入200万円以下の民間給与所得者1,023万人を対象(注)。1人平均年10万円、同30万円の還付つき税額控除の2つのケースを想定。所要財源はそれぞれ1.0兆円、3.1兆円。なお、就労要件、税額控除の段階的減少(フェーズ・アウト)設定などで本来合計額は抑えられるが、ここでは試算の限界もあり、一律適用とする。
- **その財源**: 個人所得課税の給与所得控除見直しで捻出。財政中立を仮定。

(注)根拠は次の通り。1. 生活保護との比較。現在、生活保護費は、単身高齢者(68歳以上)の場合、生活扶助費月80,820円(東京都区部)と住宅扶助費月23,239円を合わせ年間約125万円。住宅費は、地方自治体ごとの上乗せ制度があり、かつ、医療費などは、別途医療扶助などとして給付される。ほぼフルに就業している人は、可処分所得でこの水準を上回ってしかるべきと考えた。2. 課税最低限との比較。現在、課税最低限(現役世帯)は、単身世帯114.4万円、夫婦子1人世帯は220万円。還付つき税額控除の特徴の一つが、課税最低限を下回る層に対し経済的効果を及ぼすことにあることから、給与収入200万円以下の層は1つの目安となる。3. 相対的貧困率との比較。2006年のOECDの「対日経済審査報告」でわが国の相対的貧困率が15.3%であり、OECDの平均値10.6%を4.7ポイント上回ることが報告されている。統計の定義の差異はあるものの、相対的貧困率15.3%、「民間給与実態調査」における給与収入200万円以下22.8%は、少なからずオーバーラップしているとみてよいであろう。一方、留意点は次の通り。1. 事業所得者、農林漁業者が含まれていない。2. 家計の補助的に就労しているがゆえに所得が低くなっている主婦や学生アルバイト、および、フローの収入は低いとしても不動産や金融資産などのストックを多額に保有している人など低所得とは断定できない人も含まれている。3. 低所得の水準は、世帯形態によっても異なるため、一律200万円以下などと区切るのも厳密な方法ではない。4. 本来、収入のみならず、扶養家族の人数、年齢、就労時間などきめ細かな設計を行わなければならない。

(図表7) 給与階級ごとの人数と給与総額

(万人、兆円)

給与階級	給与所得者数		給与	
	階級ごと人数	累積	階級ごと総額	累積
100万円以下	360	360	2.9	2.9
200 "	662	1,023	9.7	12.6
300 "	718	1,741	18.1	30.8
400 "	756	2,497	26.5	57.2
500 "	625	3,122	28.0	85.3
600 "	431	3,553	23.7	108.9
700 "	286	3,839	18.5	127.5
800 "	200	4,039	15.0	142.4
900 "	133	4,172	11.3	153.7
1,000 "	88	4,260	8.4	162.1
1,500 "	165	4,426	19.6	181.7
2,000 "	36	4,462	6.2	187.9
2,500 "	11	4,473	2.5	190.4
2,500万円超	11	4,485	4.6	195.0
計	4,485		195.0	

(資料)国税庁「民間給与実態調査平成18年度」より日本総研作成

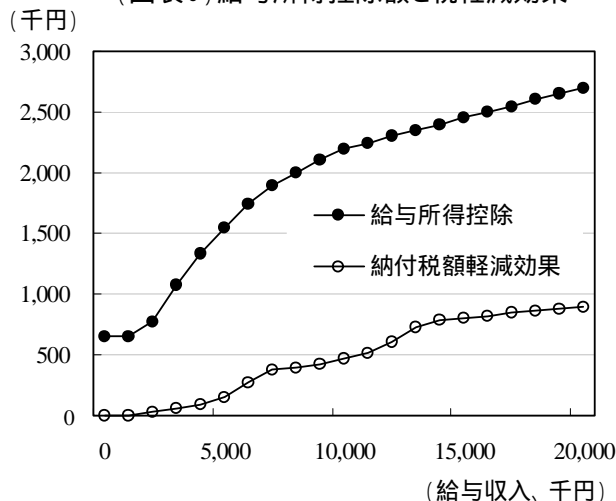
(注)1年を通じて勤務した給与所得者。

# 4.改革案 - 財源(1)

- 給与所得控除見直しを財源捻出の有力候補とする背景は、勤労に関する控除であるというほか、次のような構造に、見直しの余地が指摘されることがある。
- 1. 所得控除形式であることに加え、給与収入が増えるほど控除額が増える構造であることから、累進税率のもと、高収入層ほど納付税額軽減効果が大きくなる(図表8)。
- 2. 控除のなかで圧倒的規模を占めつつ、意義が必ずしも明確ではない(図表9、注)。
- なお、高収入層にとっては、実効税率(納付税額/収入)引き上げとなることから、所得稼得インセンティブ阻害、および、租税回避誘発の懸念がないとは言えない。もっとも、今後、逆進性の指摘される消費税率が引き上げられるとすれば、租税全体でそうした累進性の高まりは緩和され得る。

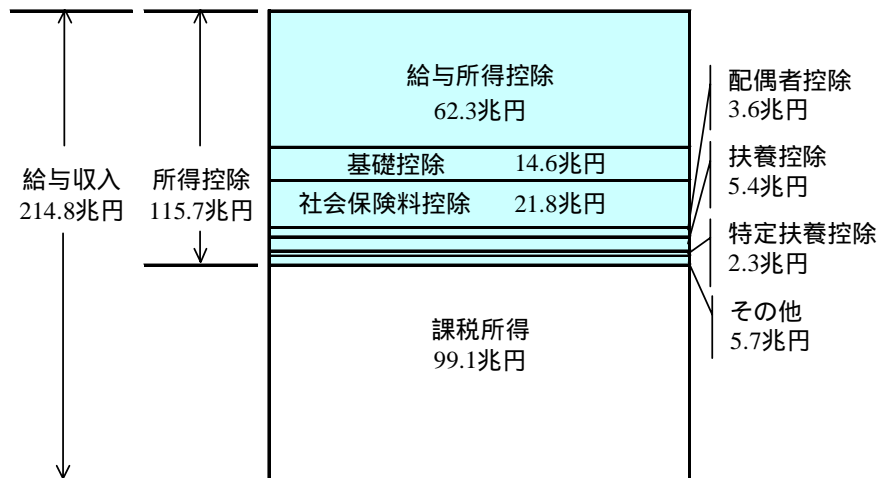
(注) 意義とは、政府税制調査会の整理によれば、(1)給与所得者の概算経費、および、(2)他の所得との負担調整のための特別控除。

(図表8) 給与所得控除額と税軽減効果



(資料) 日本総研作成  
 (注) 夫婦子1人(16歳未満)、妻は専業主婦の給与所得世帯。所得税のみの納付税額軽減効果。

(図表9) 給与所得控除の規模



(資料) 総務省自治税務局'平成19年度市町村税課税状況等の調'より日本総研作成  
 (注) 課税最低限以下の給与所得者の給与収入は除く。

## 4.改革案 - 財源(2)

- 現在、給与所得控除は、65万円を最低保証額とし、給与収入の段階に応じて控除率をかけることで算出されている(図表10、11)。これを次のように見直し(注)。
- 1.0兆円財源捻出(ケース1)・・・控除率を緩やかに抑え、かつ、192.6万円の頭打ち設定。
- 3.1兆円財源捻出(ケース2)・・・さらに控除率を抑え、かつ、156.7万円の頭打ち設定。

(注)こうした見直しには、さらに今後詰めるべき次の留意点もある。第1に、個人所得課税全体の累進性が高まるため、国民的合意形成を図る必要があること。第2に、ここでの改革案は、単に必要な財源を捻出するという目的からのみ新たな控除率と頭打ち額を設定しているが、給与所得控除の適正規模からみた場合の妥当性検証が行われる必要があること。第3に、所得控除である給与所得控除と税額控除であるWTCが並存すると、税制がより一層複雑になること。これは、税制に簡素さが求められることからみて好ましいこととは言えない。実際、米国でも、給与所得者の経費の概算控除である所得控除(standard deduction)と還付つき勤労税額控除であるEITC(Earned Income Tax Credit)が並存し、複雑であるとの指摘がなされており、それを解消するため全てを税額控除に一本化する改革案が、大統領諮問委員会から提案されている(President's Advisory Panel[2005]'Simple, Fair, Pro-Growth :Proposals to Fix America's Tax System, Report of the President's Advisory Panel on Federal Tax Reform')。

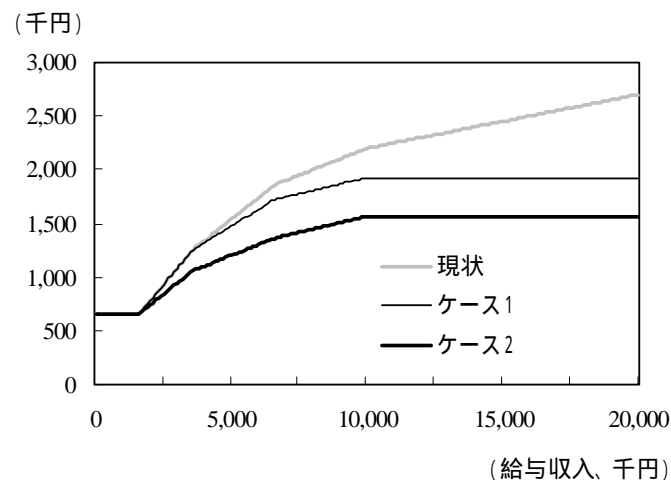
(図表10)給与所得控除の控除率

(千円、%)

	[現行]	[見直し]	
		ケース1	ケース2
1,800 千円以下の部分	40.0	40.0	30.0
1,800 超 3,600 以下の部分	30.0	30.0	20.0
3,600 超 6,600 以下の部分	20.0	15.4	10.0
6,600 超 10,000 以下の部分	10.0	6.0	6.0
10,000 超 の部分	5.0	0.0	0.0

(資料)日本総研作成

(図表11)給与所得控除額、現状と見直し



(資料)日本総研作成



## 4.改革案 - 家計に与える効果と影響

- ケース1(注1)・・・改革により、給与収入200万円以下の世帯は10万円の可処分所得増、300万円世帯は不変、それ以上の世帯は増税となる。個別にみると、給与収入100万円世帯は、単身世帯の課税最低限114.4万円を下回り、現行納付税額(=算出税額)ゼロ。改革後、算出税額はやはりゼロであり、一方10万円の税額控除を還付として得る。給与収入200万円世帯は、現行納付税額10.1万円。改革後、算出税額は現行と変わらないものの、これが還付つき税額控除10万円でほとんど相殺される。給与収入300万円世帯は、改革後も現状と全く変わらず、納付税額19.1万円。これより収入の高い層では、改革によって給与所得控除縮小の影響を受け増税。
- ケース2・・・経済効果の構造自体はケース1とほぼ同じであり、その程度が異なる。

(注1)なお、ここでは、Child Tax Creditを想定していないため、単身世帯を例に上げるものの、以上の結果は、他の世帯形態にもおおむね定性的にあてはまる。(注2)試算結果は、Working Tax Creditのごくシンプルな枠組みであるが、英国の事例などでみたように、ここに(イ)thresholdを設定して段階的減少の導入、(ロ)就労要件の付与、(ハ)英国のChild Care Elementなど様々なオプションを付けていくことなどが出来る。さらに、WTCのみならずChild Tax Creditを組み合わせていくことも出来る。実際、その検討は不可欠であろう。

(図表12)改革の効果と影響

ケース1

給与収入	現行		改革			納付税額	改革と現行との差
	納付税額 (=算出税額)	算出税額	税額控除				
			算出税額相殺	還付			
1,000	0	0	100	0	100	0	100
1,500	53	53	100	53	47	0	100
2,000	101	101	100	100		1	100
3,000	191	191				191	0
4,000	287	290				290	-3
5,000	424	436				436	-13
10,000	1,522	1,604				1,604	-82
15,000	3,212	3,437				3,437	-225

ケース2

(千円)

給与収入	現行		改革			納付税額	改革と現行との差
	納付税額 (=算出税額)	算出税額	税額控除				
			算出税額相殺	還付			
1,000	0	0	300	0	300	0	300
1,500	53	53	300	53	247	0	300
2,000	101	107	300	107	193	0	300
3,000	191	212				191	-21
4,000	287	331				290	-44
5,000	424	491				436	-68
10,000	1,522	1,716				1,604	-195
15,000	3,212	3,592				3,437	-380

(資料)日本総研作成

(注)単身世帯。個人所得税と個人住民税の合算。

## 5. 導入に向けた課題(1)

- メリットの認められるWTCではあるものの、導入に向けて克服すべき課題も多い。
- 第1に、基本的政策目標の設定。誰を対象にどこまで支援するのかについて国民的合意を得て、その上で、政策手段の選択・組み合わせの議論へと移るのが本来的な道筋の出発点。政策目標として、例えば、OECDが推計した相対的貧困率15.3%を5年以内にOECD平均値まで低下させるといったような、数値を伴う、具体性の具備がのぞまれる。
- 第2に、政策手段の選択・組み合わせの議論。政策目標実現に向け、還付つき税額控除、最低賃金引き上げ、および、社会保障給付などの選択・組み合わせが議論される必要。
- 第3に、還付つき税額控除にフォーカスすると、国・地方横断的な執行体制の整備。還付つき税額控除は、低所得層の所得を正確に一元的に把握することが大前提(参考3)。具体的には、(1)先ず、国税庁と市町村の連携強化、さらに進んで国税と地方税の一括徴収の検討(参考4)。(2)次に、雇用形態多様化や雇用流動化など労働市場の変化、金融資産所得が分離課税となっている現状などを鑑みれば、納税者番号制の導入も必要であろう(注)。
- 第4に、個人所得課税はもちろん、他の税目との一体的な見直し。例えば、昨今、高齢化のコストを賄うためには、消費税率の引き上げしかないような議論があるものの、個人所得課税における所得控除やブラケット見直し、税率変更といった手段もある。あるいは、消費税率を引き上げる際、還付つき税額控除は、消費税の逆進性対策となる。近年、与党は税制改正大綱のなかで、「消費税を含む税制の抜本改革」という言葉を繰り返しているが、こうした観点からいえば、この言葉の通りであろう。

## 5.導入に向けた課題(2)

- 第5に、税制と社会保障制度の一体改革。これは、主に次の3つの観点から求められる。1つめは、家計の可処分所得の観点からみた場合の必要性。可処分所得は言うまでもなく、個人所得課税のみならず、年金や健康保険など社会保険料支払い後所得である。従って、仮に、還付つき税額控除を導入したとしても、それとは関係なく社会保険料を引き上げたとすれば、せっかくの税制改革の効果も減殺されてしまう。この点、例えば、英国は、一体改革の際、社会保険料にも所得控除を設け、単一料率ながら累進的な保険料体系を実現するなどまさに一体的な改革を実施している。  
2つめは、還付つき税額控除と社会保障給付との水準の整合性。例えば、フルに就業している人の可処分所得が生活保護給付より低いような状況があるとすれば、それは解消されなければならないであろう。  
3つめは、税制と社会保障で類似の目的を持つ場合の整合性確保、さらに進んで整理統合。例えば、還付つきのChild Tax Creditを導入するのであれば、児童のいる家庭向け現金給付である児童手当および児童扶養手当との間でそれが必要となる。  
このように、還付つき税額控除導入を目指すとしても、基本的政策目標設定のもと、国と地方、税制と社会保障、および、制度と執行といった複数次元での横断的な課題を克服していく必要がある。これらはもちろん、わが国が避けて通れない、乗り越えるべき課題である。もっとも、時間を要することも容易に想像され、昨今の厳しい経済・雇用情勢に対する即効薬としては期待しにくい。そこで、即効薬としての政策は別途手当てし、同時に、税制、社会保障、および、その執行といった制度改革に地道に取り組む時間軸を意識した戦略が求められているといえよう。

(注) 給与収入に代表されるフローの収入が少なくとも、多額の金融資産を保有している人もいる。こうした人にまで還付つき税額控除を適用する必然性は乏しい。そのために、税務当局は、こうした金融資産を正確に把握出来る体制になっていなければならない。特に、1人の人が金融資産を複数の金融機関で分散して保有している場合など、正確な把握には、納税者番号が欠かせないであろう。

# (参考3) EITCの過大申告、最大で合計額の35.5%

- 米国の還付つき勤労税額控除であるEITCの過大申告額、最大で111億ドルと推計(1999年)。EITC請求額約313億ドルの35.5%(図表13)。
- 要因は、以下に関する誤り。第1位は、子どもの適格性。具体的には、居住、養育の有無、年齢等。第2位、EITC請求のためには、夫婦であれば夫婦共同申告(注1)でなければならないにも関わらず、そうしていない。第3位、1人の子どもについて2人以上が申告するといったAGI tiebreakerの誤り。第4位、所得額申告の誤り。
- 還付つき税額控除を确实・公平に執行するためには、執行体制整備が不可欠。

(注1)米国では、個人所得税の申告に際して、夫婦共同申告か個別申告かを選択。(注2)AGI(Adjusted Gross Income)とは、総所得(gross income)から所得調整控除(above the line deductions)を引いた後の額。課税所得を計算する前の中間段階の額。

(図表13)米国EITC、過大申告額の推計とその要因

(百万ドル、%)

	EITCの申告額 (a)	EITCの過大申告額(b)	過大申告額の比率(b ÷ a)
	31,291	11,118	35.5
過大申告の要因(Type of error)			
子どもの適格性(Qualifying child)		3,284	
夫婦共同申告としていない(Filing status)		2,724	
子どもとの関係(AGI tiebreaker)		1,984	
所得(Income)		1,710	
その他(Other errors)		437	
要因不明		3,165	

(資料)Janet Holtzblatt, Janet McCubbin 'Issues Affecting Low-Income Filers'

Henry J. Aaron, Joel Slemrod 編 [2004] 'Crisis in Tax Administration' Brookings Inst Press所収、Table6-2, Table6-3の数値より抜粋。

(注1)1つの過大申告に複数の要因がある場合、それぞれのタイプに重複計上されている。

(注2)過大申告の額は、推計値の上限。ちなみに下限は9,653百万ドルと推計されている。

(注3)要因不明は、申告過程で修正がなされたもの(Errors corrected processing)939百万ドル、税務調査で発見されなかったもの(Did not appear for audit)2,226百万ドル。

## (参考4) 国税、地方税の徴収方法の相違

- わが国には、個人所得を課税ベースとする租税として、国税である個人所得税と地方税である個人住民税の2つがあり、それぞれ徴収方法が異なる。
- 給与所得を例にとれば(図表14)、個人所得税と個人住民税は、まず、それぞれ現年課税(T年の所得にT年に課税)、前年課税(T年の所得にT+1年に課税)の違い。
- さらに、源泉徴収義務者(地方税の場合、特別徴収義務者)である雇用主の税務当局に対する支払い給与の報告範囲が異なる。市町村に対する報告範囲の方が税務署に対するものより包括的(ただし情報は前年のもの)。
- WTCには、実施当局が、最新の所得情報を一元的に把握する体制づくりが不可欠。

(図表14)わが国の源泉徴収、特別徴収の流れ

